

島 広 報 甲 第 2 2 号
島 厚 甲 第 6 号
令 和 2 年 1 月 8 日

保存期間	5 年
------	-----

各 所 属 長 殿

島 根 県 警 察 本 部 長

犯罪被害者支援心理カウンセラー運用要領の制定について（通達）

現在、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の精神的被害の回復又は軽減のための支援として、部外カウンセラーによるカウンセリング及び精神科医等の診療支援を実施しているところであるが、同支援の更なる充実と、犯罪被害者支援業務に従事した職員の代理受傷対策を強化するため、臨床心理士等の資格を有する警察職員による犯罪被害者支援心理カウンセラーを配置し、別添のとおり運用要領を定め、令和2年1月8日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

犯罪被害者支援心理カウンセラー運用要領

第1 趣旨

この要領は、臨床心理士等の資格を有する警察職員による犯罪被害者支援心理カウンセラー（以下「部内カウンセラー」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 部内カウンセラー

部内カウンセラーは、公認心理師又は臨床心理士（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会認定）の資格を有する者（以下「臨床心理士等」という。）で、警務部厚生課に配置し、警務部広報県民課犯罪被害者支援室兼務とする。

第3 部内カウンセラーの職務

部内カウンセラーは、次に掲げる職務を行うこととする。

- 1 犯罪被害者等に対する公費負担実施要領の制定について（平成29年3月22日島広報甲第255号ほか本部長例規通達）第5の2(1)に規定する犯罪被害者等へのカウンセリング及び関係機関等へ引き継ぐ際に必要な犯罪被害者等の心理状態に関する情報の提供等を行うこと。
- 2 犯罪被害者支援業務に従事する職員に対する助言・指導及び教養を行うこと。
- 3 犯罪被害者支援業務に従事している職員の代理受傷対策に係るカウンセリングを行うこと。
- 4 臨床心理士等を対象として実施される会議、研修に出席するなどして、犯罪被害者等に関する調査及び研究を行うこと。

第4 犯罪被害者等へのカウンセリングの実施

1 派遣要請

各警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、第3の1に規定する犯罪被害者等の状況から、精神的被害が大きいと認めるときは、部内カウンセラーによるカウンセリングが必要と認めたときは、部内カウンセラー派遣要請書（様式第1号）を警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）に送付し、協議するものとする。

2 派遣等

広報県民課長は、警察署長等から部内カウンセラーの派遣要請を受けた場合において必要と認めるときは、警務部厚生課長（以下「厚生課長」という。）と協議の上、部内カウンセラーの派遣を決定し、厚生課長に警察署長等から受理した部内カウンセラー派遣要請書の写しを送付するものとする。

また、部内カウンセラーの派遣を決定した際におけるカウンセリングの継続、打ち切り等については、警察署長等の意向を踏まえ、広報県民課長と厚生課長が協議して決定するものとし、継続する際は、警察署長等からの派遣要請書の送付は要しないものとする。

3 報告等

部内カウンセラーは、犯罪被害者等へのカウンセリング等を実施した際は、その結果をカウンセリング等実施結果報告書（様式第2号）で広報県民課長へ

報告し、その写しを派遣要請先の警察署長等に送付するものとする。

4 文書の保管・管理

部内カウンセラー派遣要請書、カウンセリング等実施結果報告書は、当該被害者支援終了後、3年間保存するものとする。

第5 犯罪被害者支援業務に従事する職員の代理受傷対策

1 警察署長等は、犯罪被害者支援業務に従事したことにより精神的負担が過重となっている職員を認めるときは、部内カウンセラーに相談できるように配慮すること。

2 広報県民課長は、県下の犯罪被害者支援業務の実施状況から、犯罪被害者支援業務に従事する職員のうち、代理受傷等健康管理対策の必要がある職員を認めるときは、その旨を厚生課長に連絡するものとする。

厚生課長は、広報県民課長から連絡を受けた職員について、健康管理上の対策の必要性を判断し、必要があると認められた場合は、部内カウンセラーによる当該職員へのカウンセリングやその他の措置を講じ、その結果を広報県民課長に連絡するものとする。

第6 運用上の留意事項

広報県民課長及び厚生課長は、次に掲げる事項に留意するものとする。

1 部内カウンセラーの勤務実態をよく把握し、適切な業務管理に配慮するなど、その円滑な運用に努めるとともに、カウンセラーとして必要な知識及び技能の向上を図るための機会の付与に努めること。

2 部内カウンセラーは、自身も強いストレスを受け心身の変調を来すおそれがあることから、部内カウンセラーへの聞き取りを行う等、その健康管理に配慮すること。

3 部内カウンセラーの運用に際し、知り得た個人情報を適切に管理し保秘の徹底を期すこと。

様式 [略]